

第98回通常総代会議案書

第1号議案 2025年度事業報告書・決算関係書類等承認の件

第2号議案 2026年度事業計画及び予算決定の件

第3号議案 役員報酬決定の件

役員選挙の件

日時 2026年5月21日(木) 18:30～

会場 名古屋大学東山キャンパス
南部食堂1階 Mei-dining

名古屋大学消費生活協同組合

第98回通常総代会議案書 目次

第1号議案	2025 年度事業報告書・決算関係書類等承認の件	2p
第2号議案	2026 年度事業計画及び予算決定の件	37p
第3号議案	役員報酬決定の件	43p
	役員選挙の件	44p
付属資料①	2025 年度組合員活動報告	45p
付属資料②	決算関係説明資料	52p
付属資料③	定款及び諸規約	57p

第1号議案

2025 年度事業報告書・決算関係書類等承認の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

I 2025年度 事業報告書

2025年3月1日から2026年2月28日まで

愛知県名古屋市千種区不老町1番地
名古屋大学消費生活協同組合
理事長 原田 正康

1 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業年度の末日における主要な事業活動

事業種目		主な事業品目等
供給及び 利用事業	物品	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
	サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
		組合員に食事を提供する事業。
その他	組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。	

(2) 事業の経過及びその結果並びに対処すべき重要な課題

1. 事業の経過及びその成果

(1) 2025年度事業方針と活動状況

【2025年度事業方針】

※通常総代会において決定した方針に基づき、以下の9点を課題として取り組んできました。

- ① 組合員の生活基礎である「食」を支える事業を通じて、組合員満足の追求をすすめます。
- ② 大学生活を通じてキャリア形成のためのコンテンツ提案や名大生にふさわしい学修スタイルのサポートをすすめます。
- ③ 2025年度新学期事業活動を成功させます。
- ④ 学生総合共済を「私たちの共済」として、4本柱を軸とした共済活動を通じて健康で安全な大学生活の実現に寄与します。
- ⑤ 組織委員会の拡大と組合員活動の活性化を促進します。
- ⑥ 校費事業の拡大をすすめます。
- ⑦ 年間を通じた住まい紹介事業を強化します。
- ⑧ 業務システム（NR-G）の活用をすすめます。
- ⑨ 理系地区・大幸地区での営業時間延長の要望や本部棟付近での利便性への要望に応えるため、長時間営業無人店舗の実現に向けて調査研究を行います。

【活動状況と特徴的な取り組み】

- ① オープンから3年目を迎えた新北部厚生会館の営業、食パス（食事の定期券サービス）の普及等により、「食」のご利用が大きく増加しました。購買の食品分類における食パスの利用可能範囲を大きく広げ、食事の選択肢の拡大や食堂の混雑緩和の声に応じてきました。

- ② 学生の学び・成長に関わる情報提供や各種事業を進めてきました。
名大生grow up講座を開催し、新入生が名大生としての学びの姿勢を身につけ、大学生活での目標設定の方法を学ぶ場面を作りました。オリジナル公務員講座はオンラインでの講義を行いながら、面接指導・個別相談を一人ひとりに寄り添う運営を心掛け、生協オリジナル講座を開催する全国の大学生協の中でもトップクラスの合格率を実現しました。
- ③ 新学期には、学生委員会・先輩アドバイザー（ReNU）・生協職員が協力しながら、名大生の生活実態や経験に基づいた新生活準備提案を行い、新入生の生活スタートを支えてきました。大学のご協力により新入生への情報発信の早期化が実現し、また生協主催の入学準備説明会へのご参加が増えたことにより、生協からの提案をより多くの新入生へ届けられました。
- ④ 新入生への学生総合共済の加入提案を進めてきましたが、加入率は前年度に比べ微減の結果となりました。日常的には、機関誌での共済の紹介などを通じて、共済の認知度向上や ケガ・病気の予防活動に取り組んできました。
- ⑤ コロナ禍で一時は組織委員会の活動が縮小・後退しましたが、その後徐々にメンバーも増え活気を取り戻してきており、様々な取組みが行われています。教員や学生がおすすめの本を紹介するトークイベント「本屋トーク」や、一人暮らし生の食生活を応援する「自炊教室」など、職員の積極的な企画運営による組合員参加の場面づくりにも取り組んできました。
- ⑥ 総代meetingや建物別教職員懇談会などを複数回開催し、組合員の声を直接聞く場づくりを、組織委員会とともにすすめてきました。
- ⑦ 店舗内展示スペースを活用した展示会や新製品の紹介、WEB注文システムの活用を積極的に行い、教職員の校費利用につながってきました。
- ⑧ 現在の業務システムへの移行から4年が経過し、日常の稼働も概ね安定しています。購買の店頭商品を中心とした発注の自動化を進めるなど、システムの活用が進みつつあります。
- ⑨ 2025年7月、大学構内にオープンした「Common Nexus」内に、大学からのご相談を受け小規模のショップ「ComoNe KIOSK」をオープンしました。また2026年1月より、「ラボショップ」の夜間無人営業をスタートしました。
- ⑩ 福利厚生施設の運営や生協の事業経営の状況、生協が捉えている学生の生活実態を共有する場として、大学と生協による定期協議を行いました。
 - 機構長・総長・副総長との懇談（6/12）… 総代会開催報告と役員交代のご挨拶
 - 副総長・教育推進部との懇談（8/27・12/11）

(2) 業績

① 組合員数及び出資金

- 組合員数25,500名（前年比較△934名）／出資金4億1,637万円（前年比較1,431万円）

② 供給高（組合員の利用高）

- 供給高は35億7,827万円（前年比較+2,155万円・同比+0.6%／予算比較△1億1,581万円・同比△3.1%）となりました。
- 2025年度 新学期事業が概ね前年並みに推移し、開講後のご利用も前年より伸長していますが、部門ごとに好不調が分かれ予算には届きませんでした。
- 日常のご利用は「食」事業の増加が特徴的です。今春、新入生の食パス（食事の定期券サービス）申込者がシェア70%超となったことや、食パスの利用可能商品を拡大したことで利用の増加につながっています。購買のパン・米飯分類は、1億1,884万円（前年比195.4%・+5,803万円）とほぼ倍増。内製テイクアウト品は1億2,341万円（前年比89.4%・△1,463万円）。食堂イートインは6億8,640万円（前年比109.7%・+6,054万円）と増加していますが予算には届いていません。
- 研究費利用は、前年度から若干減少しています。世界的な半導体不足の影響を受け、特にパソコン関連商品の手配が困難になり、下期から年度末の利用に大きく影響が及んでいます。

③ 事業総剰余金

- 8億5,807万円（前年比較+1,862万円・同比+2.2%／予算比較△2,624万円・同比△2.9%）となりました。
- 生協の供給剰余（粗利益）の半分は食堂と食品等の日常的な利用で構成されています。

④ 人件費

- 人件費は5億5,723万円（前年比較+1,536万円・同比+2.8%/予算比較+264万円・同比+0.4%）となりました。
- 日々の店舗利用増加に伴う職員の稼働増加や国内最低賃金の上昇などが大きく影響しています。

⑤ 物件費

- 物件費は3億8,047万円（前年比較△2,594万円・同比△0.6%/予算比較+1,110万円・同比+3.0%）となりました。
- 新北部厚生会館に関わる設備類の減価償却が進む一方で、その他の店舗・食堂厨房の設備等の不調が相次ぎ、修繕のために施設維持管理費が前年比・予算比で増加しています。

⑥ 事業損失金

- 事業損失金は、7,963万円（前年比較△586万円/予算比較+4,000万円）となりました。

⑦ 事業外損益と経常損失金

- 経常損失金は、4,849万円（前年比較△1,550万円/予算比較+2,237万円）となりました。

⑧ 特別損益と当期損失金

- 特別損失として新北部厚生会館に関わる名古屋大学への寄付金（年間1,333万円）を計上しました（2023年度から15年間発生）。
- 法人税を支払った後の当期損失金は6,268万円の赤字決算となりました。

(3) 対処すべき重要な課題

① 次期中期計画の執行を進め、単年度で剰余を残せる事業運営を目指します。

- 利用者が堅調に増加している食パスを柱に据え、食堂メニューや購買商品の品揃えを強化し、引き続き食事業の利用増加につなげ組合員満足度の向上を図ります。
- 校費利用の挽回を進めます。
- コロナ禍以降大きく変化している組合員の生活を敏感に捉え、商品やサービスを通じて大学生や教職員の勉学・研究の支援を進めます。
- 部門・店舗の運営にあたり、より一層の効率化を模索します。

① 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

	22年度	23年度	24年度	本年度
(1) 組合員数(人)	25,424	25,943	26,434	25,500
(2) 出資金額	415,716,800	423,632,000	430,690,000	416,373,200
(3) 供給高	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030	3,578,274,744
(4) 共済受託手数料収入	17,034,111	22,731,054	25,305,613	25,499,321
(5) 供給事業手数料収入	483,978	402,907	2,063,268	1,069,780
(6) その他手数料収入	76,188,220	87,497,680	75,573,434	79,878,025
(7) 経常剰余金	△ 38,890,558	△ 91,078,473	△ 64,003,264	△ 48,497,703
(8) 総資産	1,780,848,971	1,799,951,250	1,506,467,137	1,787,064,257
(9) 純資産	646,175,468	616,437,123	538,170,105	461,169,179

② 供給事業の状況表

(i) 部門別・業態別供給高の状況

(単位：円)

供給分類項目	22年度	23年度	24年度	本年度
①物販部門	1,745,575,231	1,515,400,692	1,534,889,467	1,551,028,276
②サービス部門	549,988,627	716,504,746	813,425,786	766,262,130
③書籍部門	510,667,370	487,334,184	444,426,610	451,160,455
④食堂部門	488,469,664	671,581,199	764,024,471	809,825,055
現金過不足	△ 119,838	△ 84,850	△ 45,304	△ 1,172
供給高合計	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030	3,578,274,744
業態別供給高(店舗)	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030	3,578,274,744
供給値引き	△ 34,649,699	△ 37,314,202	△ 37,208,908	△ 38,041,271

(ii) 事業所別供給高状況

(単位：円)

店舗の名称	22年度	23年度	24年度	本年度
北部購買店	883,682,109	798,442,357	820,227,411	780,130,439
南部購買店	393,326,668	355,127,363	315,552,845	86,409,586
医学部購買店	213,787,760	185,528,899	201,950,306	207,466,360
理系ショップ	71,474,748	73,782,904	73,884,316	80,676,536
プランゾ	9,478,260	11,408,689	12,292,354	17,323,293
パンだが屋	0	0	0	0
大幸購買店	11,622,010	12,695,647	10,986,783	12,084,798
ラボショップ	32,995,876	31,187,117	34,494,359	36,009,458
購買企画室	79,564,213	79,831,804	71,227,934	43,597,504
新学期	0	0	67,038,003	375,875,431
印刷部	148,919,633	131,110,034	99,367,947	80,438,395
北部旅行センター	441,640,440	615,597,103	741,174,550	770,211,847
南部旅行センター	109,691,077	102,549,502	75,385,597	0
北部食堂	170,404,896	215,856,955	269,339,669	301,428,493
ダイニングフォレスト	110,940,714	117,029,568	116,073,151	118,503,653
レストラン花の木	16,199,195	32,632,746	38,949,133	45,117,585
Mei-dining	56,372,296	69,873,720	82,699,727	85,849,230
彩	44,016,501	52,770,470	51,214,121	58,444,300
フレンドリィ南部	12,934,834	13,983,527	15,369,018	5,648,620
医学部食堂	59,220,540	67,360,057	76,749,568	82,711,623
大幸食堂	7,936,002	7,346,941	10,390,998	12,778,652
ボックスフロンテ	130,120,494	125,912,663	110,776,740	106,619,670
南部書籍店	194,478,803	200,326,390	190,413,230	199,275,250
医学部書籍店	95,773,985	90,381,515	71,163,270	71,674,021
合計	3,294,581,054	3,390,735,971	3,556,721,030	3,578,274,744

③ 受託共済事業の状況表

(i) 加入者数の状況

(単位：件)

共済事業の種類	元受団体名	加入者数（または契約件数）		
		本年度	前年度	前年比(%)
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	9,004	9,003	100.01%
合 計		9,004	9,003	100.01%

(ii) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円、件)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	124,960	124,690	100.22%	736	740	99.46%	37,117	49,918	74.36%
合 計		124,960	124,690	100.22%	736	740	99.46%	37,117	49,918	74.36%

※「コープ共済連」は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

(3) 該当事業年度における重要な事項

1 増資および資金の借入その他の資金調達状況

該当する事項はありません。

2 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

該当する事項はありません。

(4) 他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地	内容	契約等の特記
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託	継続

(5) 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

該当する事項はありません。

(6) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(7) 教育事業等の状況

(単位：円)

項目	金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	0

教育事業等の使途

項目	金額	
教育文化費	機関紙等発行、新入生歓迎企画、生協案内、文化企画 その他生協広報物	1,990,989
広報費	生協加入案内、店舗商品利用案内、店舗企画	18,220,677
調査研究費	書籍等購入・購読料	380,885
研修採用費	職員研修、セミナー参加費用	4,080,048
会議費	機関会議・総代会・理事会・連合会等会議出席などの費用	481,878
合 計		25,154,477

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 前事業年度における総代会の開催状況

総代会開催日	2025年5月29日(木)	
総代会日現在総代数	168名	
出席代議員数	本人	92名
	代理人(委任)	0名
	書面	57名
	計	149名
議決状況		
第一号議案	2024年度事業報告書・決算関係書類等承認の件	賛成多数で承認
第二号議案	2025年度事業計画及び予算決定の件	賛成多数で承認
第三号議案	2025-2028中期計画決定の件	賛成多数で承認
第四号議案	監事監査規則改正承認の件	賛成多数で承認
第五号議案	役員報酬決定の件	賛成多数で承認
	役員選挙の件	全員信任

(注)総代選挙は、総代選挙規約にもとづいておこなわれ、200人の定数に対して、168人が立候補し、選挙の結果2025年5月2日当選人が公告されました。

(2) 組合員に関する事項

組合員出資金等増減表 1口： 400円 (単位：円)

区分	人員	口数	組合員出資金総額	一人当組合員出資金額
期首現在	26,434	1,076,725	430,690,000	16,293
当期増加分	3,525	139,205	55,682,000	15,796
当期減少分	4,459	174,997	69,998,800	15,698
期末現在	25,500	1,040,933	416,373,200	16,328

(3) 役員に関する事項

① 役員一覧表

役名	氏名	担当	現職就任年月	兼職等特記
理事長（代表理事）	原田 正康		2025年5月	
専務理事（代表理事）	山本 昌也	業務執行統括	2025年5月	
理事	谷村 省吾		2025年5月	
理事	岡島 徹也		2025年5月	
理事	佐藤 修		2025年5月	
理事	長尾 征洋		2025年5月	
理事	安田 淳一郎		2025年5月	
理事	伊藤 耕		2025年5月	
理事	加田 愛貴		2025年5月	
理事	BENERAGAMA Dona Tiara Arkarsha		2025年5月	
理事	江上 愛里咲		2025年5月	
理事	芦澤 亮		2025年5月	
理事	本多 心杏		2025年5月	
理事	碓井 七海		2025年5月	
理事	藤井 竣也		2025年5月	
理事	野沢 光希		2025年5月	
理事	近藤 大起		2025年5月	
理事	宮本 瑞貴		2025年5月	
理事	山根 浩誠		2025年5月	
理事	野村 美羽		2025年5月	
理事	武藤 仁実		2025年5月	
理事	井上 颯子		2025年5月	
理事	宇佐美 結奈		2025年5月	
理事	矢田 佳惟		2025年5月	
理事	森 ひとみ		2025年5月	
理事	西尾 浩二		2025年5月	
監事	伊東 章子		2025年5月	
監事	松岡 博		2025年5月	
監事	中野 叶都		2025年5月	
監事（員外）	前口 直樹		2025年5月	岐阜大学消費生活協同組合専務理事

② 辞任した役員

該当する事項はありません。

③ 役員賠償責任保険契約

当生協が2025年1月の理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおり。

①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（経営リスク保険）

②保険契約者：日本生活協同組合連合会

③保険期間：2025年4月1日～2026年4月1日

④被保険者の範囲：当生協のすべての理事および監事

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。

保険料は全額当生協が負担する。

（４）職員数およびその増減その他の職員の状況

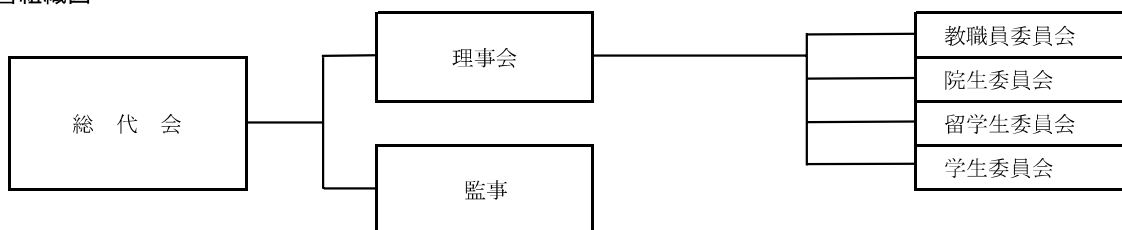
職員状況表

区 分		前期末数	当期末数	当期増減数	平均年齢 平均勤続
正規職員	総数	36 人	36 人	0 人	42.5歳
	内 出向者数	22 人	24 人	2 人	17.0年
定時職員	総数	390 人	431 人	41 人	
	正規換算数	141.9 人	115.0 人	△ 26.9 人	

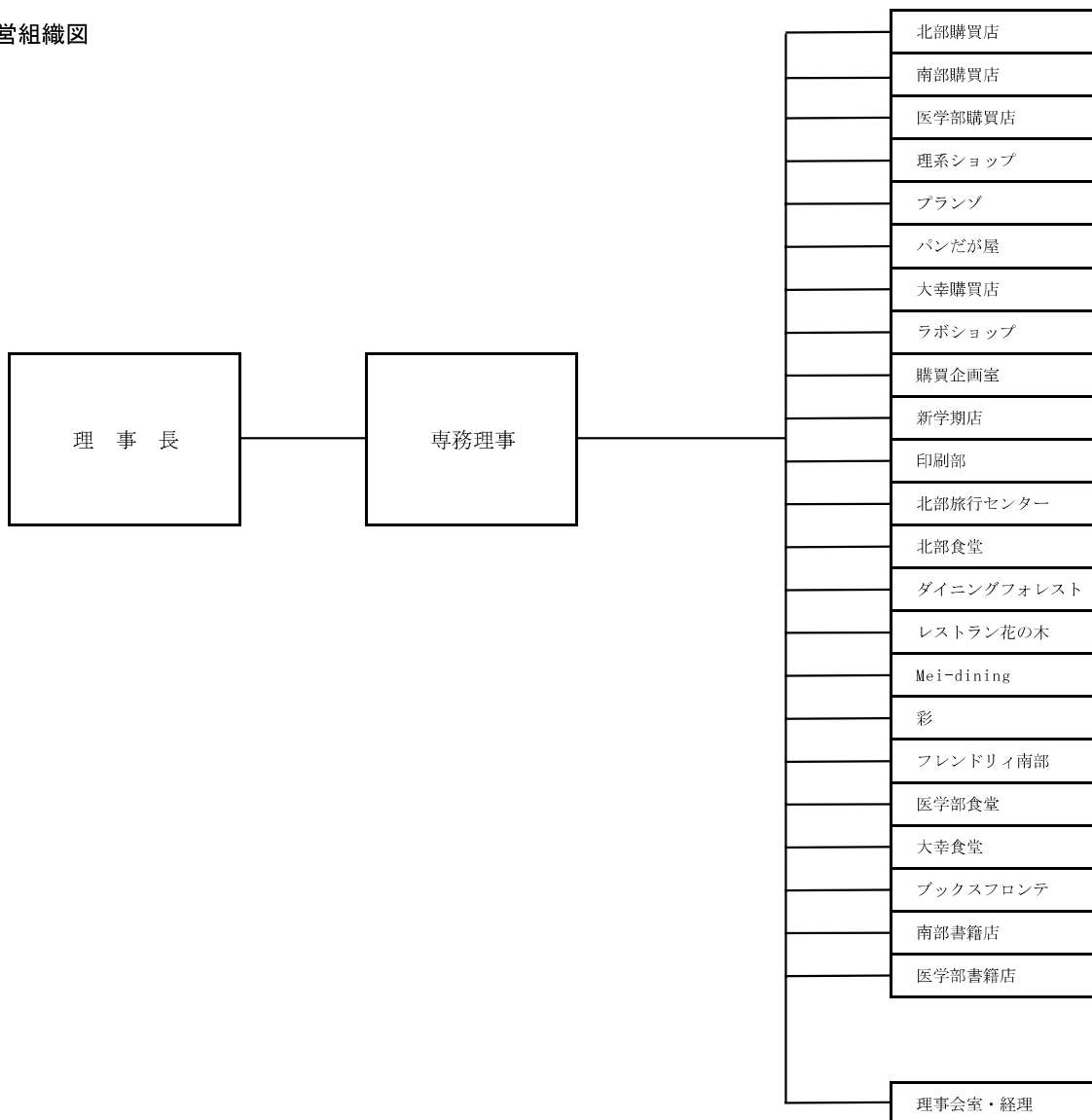
注1）定時職員の正規換算数は、前期は年間1,950時間、当期は年間1,897.5時間をもって1名と換算しています

(5) 業務の運営の組織に関する事項

① 運営組織図



② 経営組織図



(6) 施設の設置状況に関する事項

施設一覧表

主要な施設名称	所在地	備考
理事会室・総務	名古屋市千種区不老町1番地	延床面積 737㎡
北部購買		
北部旅行センター		
北部食堂	同上	延床面積 1,098㎡
IBカフェ	同上	延床面積 74㎡
南部購買	同上	延床面積 366㎡
印刷部		
南部書籍	同上	延床面積 343㎡
Mei-dining	同上	延床面積 1,066㎡
彩	同上	延床面積 976㎡
フレンドリィ南部	同上	延床面積 356㎡
パンだが屋	同上	延床面積 81㎡
プランゾ	同上	延床面積 70㎡
ダイニングフォレスト	同上	延床面積 557㎡
レンストラン花の木	同上	延床面積 300㎡
理系ショップ	同上	延床面積 75㎡
ラボショップ	同上	延床面積 97㎡
ボックスフロンテ	同上	延床面積 392㎡
医学部購買	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	延床面積 161㎡
医学部書籍	同上	延床面積 124㎡
医学部食堂	同上	延床面積 566㎡
大幸購買	名古屋市東区大幸南一丁目1番20号	延床面積 45㎡
大幸食堂	同上	延床面積 359㎡

(7) 子法人等及び関連法人等の状況

該当する事項はありません。

(8) 事業連合の状況に関する事項

① 事業連合の概要

区分	関連法人等												
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者氏名	理事長 榎澤 能生												
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施又はこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,899,690 千円 総口数 489,969 口												
当組合の出資額及び口数	出資金 111,770 千円 総口数 11,177 口												
決算月日	2026年2月28日												
主な出資生協	<table> <tr> <td>全国大学生生活協同組合連合会</td> <td>800,000千円</td> </tr> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>183,080千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>158,190千円</td> </tr> <tr> <td>京都大学生生活協同組合</td> <td>140,310千円</td> </tr> <tr> <td>東北大学生生活協同組合</td> <td>136,660千円</td> </tr> <tr> <td>その他184大学生生活協同組合</td> <td>3,481,450千円</td> </tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円	東京大学消費生活協同組合	183,080千円	立命館生活協同組合	158,190千円	京都大学生生活協同組合	140,310千円	東北大学生生活協同組合	136,660千円	その他184大学生生活協同組合	3,481,450千円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円												
東京大学消費生活協同組合	183,080千円												
立命館生活協同組合	158,190千円												
京都大学生生活協同組合	140,310千円												
東北大学生生活協同組合	136,660千円												
その他184大学生生活協同組合	3,481,450千円												
当組合の関係役員	理事：山本 昌也（非常勤／無給）												

② 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況		
法人名	生活協同組合連合会大学生協事業連合	
科目 \ 決算期	2026年2月28日 (59期)	
資産の部	流動資産	33,299,501
	固定資産	7,526,231
	資産合計	40,825,732
負債の部	流動負債	36,077,941
	固定負債	1,764,140
	負債合計	37,842,081
純資産の部	出資金	4,899,690
	損失金	1,916,039
	評価・換算差額等	—
	純資産合計	2,983,650
負債及び純資産合計		40,825,732

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

③ 事業連合の損益状況 (決算期：2026年2月28日)

(単位：千円)

損益の状況		
科目 \ 決算期間	2025年3月1日～2026年2月28日	
供給高		93,646,504
供給剰余金		1,924,368
事業剰余金		308,182
経常剰余金		443,777
当期剰余金		422,988
当期末処理損失金		1,916,039

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

④ 事業連合との取引等の状況

取引の内容	物販及びサービス商品等の仕入
取引高	2,609,810,614 円
総仕入高対比取引率(%)	91.72 %

(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2011年11月の理事会で「内部統制整備に関する基本方針」を議決しました。

そこで掲げた項目は次の通りです。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員および職員の執行が効率的に行われるようにします

これを受けて専務理事が「内部統制上の2025年度課題」を定め、2025年6月開催の理事会に報告しています。

課題や実施状況等を理事会に報告し、これを理事が監督しています。

3 その他組合の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ 事業報告書の附属明細書

1 役員報酬等の状況

役員報酬および役員退職金の明細

(単位：人、円)

区分	定款上の定員	役員報酬		役員退職金	
		支払人員	支払額	支払人数	支払額
理事	25人～30人	12	18,579,000	0	0
監事	3人～5人	0	0	0	0
合計		12	18,579,000	0	0

※理事の役員報酬限度額は24,000千円です。

2 役員その他の法人等における兼職の状況

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼職先名	兼務先での役職名
理事	常勤	有	山本 昌也	全国大学生生活協同組合連合会 生活協同組合連合会大学生協事業連合 愛知県生活協同組合連合会 自然科学研究機構岡崎生活協同組合 (株) コープリビングサービス東海 (株) 大学生協住まいサービス (一社) 学生支援の協働・夢プロジェクト 愛知県ユニセフ協会	理事 理事 理事 代表理事 取締役 監査役 理事 理事
理事	常勤	無	西尾 浩二	インターカレッジコープ愛知	監事
監事	非常勤	無	前口 直樹	岐阜大学消費生活協同組合 岐阜市立女子短期大学生生活協同組合 全岐阜県生活協同組合連合会 生活協同組合コープぎふ	代表理事 代表理事 理事 監事

3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4 事業連合に関する事項

(1) 事業連合に対する債権・債務明細書

① 債権明細書

(単位：円)

内 訳	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	0	0	0
事業連合未収金	93,294,045	107,893,097	14,599,052
合計	93,294,045	107,893,097	14,599,052

② 債務明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 務		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買 掛 金 (大学生協事業連合)	253,552,567	281,977,308	28,424,741
未 払 金 (大学生協事業連合)	2,988,959	57,910,871	54,921,912
合 計	259,530,485	342,877,138	83,346,653

5 その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当する事項はありません。

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

① 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

書籍・購入（商品） 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法により算定）

食堂（食材） 最終仕入原価法による原価法（ " ）

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法を採用しています。また、2016年4月1日以降取得した建物及び附属設備並びに構築物は定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び付属設備	3年～39年
構築物	10年～15年
機械装置	6年～10年
器具備品	3年～20年

② 無形固定資産

ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。

④ 長期前払費用

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に基づく繰入限度額相当額を計上しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込による当期負担額を計上しています。

- ③ ポイント引当金
供給促進をはかるために、生協電子マネーシステムにて付与したポイントの期末における未使用残高を計上しています。
- ④ 退職給付引当金
「8. 退職給付会計に関する注記」に記載しています。
- ⑤ 役員退職給与引当金
役員の退職金の支給に備えるため、退職金規定による期末要支給額相当額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の主な内訳は、供給高、その他事業収入です。供給高は、組合員に対する商品またはサービスの引き渡し時点で計上しています。その他事業収入は、組合員に対する役務提供完了時点で収益を計上しています。

(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当する事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

該当する事項はありません。

② 担保にかかる債務

該当する事項はありません。

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務

「12. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

(3) 大学生協事業連合に対する金銭債権または債務

「12. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 大学生協事業連合との取引高

「12. 関連当事者との取引に関する注記」にて記載しています。

(2) 事業外損益の主な内訳は以下の通りです。

- ① 出資金整理益は、18,904,000円です。
- ② 雑収入には、本山土地賃借料 8,424,000円を含みます。
- ③ 雑損失には、商品廃棄ロス 297,518円を含みます。

(3) 特別損益の主な内訳は以下の通りです。

その他特別損失は、北部厚生会館寄付 13,333,334円です。

(4) 法人税等には、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び地方法人特別税が含まれています。

7. 損失処理案に関する注記

法定準備金取崩は、生協法第51条の4第3項に基づく損失てん補です。

8. 退職給付会計に関する注記

企業年金基金制度について

役員は日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

i) 要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項

年金資産の額（2026年2月末日） 48,501,865,213円

年金財政計算上の数理債務の額 34,927,811,000円

差引額 13,574,054,213円

ii) 制度全体に占める当連合の掛け金拠出割合（加入者割合）

加入者総数（2026年2月末日） 48,852人

名古屋大学生協加入者数（2026年2月末日） 15人

制度全体に占める加入者数割合 0.0307%

iii) 補足説明

ア) 基準日時点の数理債務は年金時価資産額の基準日まで増加し、差引額は減少するものと予想されます。

イ) 2024年度の繰越剰余金は12,051,499,953円です。

ウ) 過去勤務債務残高はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

賞与引当金繰入額否認	1,928,332 円
退職給与引当金繰入限度額超過額	0 円
繰延資産償却超過額	156,031 円
一括償却資産損金算入限度超過額	384,551 円
役員退職給与引当金	3,363,645 円
ポイント引当金	30,128 円
退職給付引当金	9,954,252 円
税務上の繰越欠損金	84,084,380 円
繰延税金資産の計算上生じた端数処理	0 円
繰延税金資産小計	99,901,319 円
評価性引当額	-99,901,319 円
繰延税金資産合計	0 円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資産について投機的な運用等を行っていません。

また資金の調達において投機的な取引を行っていません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

関係団体出資金等の金融商品については帳簿価額を時価とみなすもの、帳簿価額と時価との差額に重要性がないものおよび時価を把握することが極めて困難なものとなっております。2026年2月28日現在、貸借対照表計上額と時価に大きな乖離のあるものはありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

該当する事項はありません。

(2) 組合

種類：関連法人（重要な影響を与える連合会）

法人等の名称：生活協同組合連合会大学生協事業連合

所在地：東京都杉並区和田3丁目30番22号

資本金又は出資金：4,899,690,000 円

事業の内容：商品の開発・卸売

議決権等の所有（被所有）割合：直接0.53%

関連当事者との関係：仕入先、役員兼任1名

取引の内容：商品仕入 2,609,810,614円 業務委託 86,017,000円

[科目]	[期末残高]
供給未収金	85,385,952円
未収金	22,507,145円
関係団体出資金	111,770,000円
買掛金	281,975,075円
未払費用	34,931,194円

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

- (3) 役員およびその近親者
該当する事項はありません。

1.3. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

1.4. 賃貸不動産の時価等に関する注記

種類 土地 本土地 (名古屋市千種区稲舟通一丁目40番地 780.16㎡ 賃貸敷地)

貸借対照表額	105,292,000円
当期末における時価	249,651,200円 (路線価を基礎に算定)
賃貸不動産に関する損益	8,424,000円

1.5. その他の注記

退職給付引当金の受入等移管

退職給付引当金の受入等移管について、2025年6月1日に正規職員が当生協に移籍しました。これにより該当者の退職給付引当金は移籍元から移管しています。2025年6月1日に正規職員が当生協から移籍しました。これにより該当者の退職給付引当金を移籍先に移管しています。

Ⅲ 決算関係書類

1 貸借対照表

貸借対照表

2026年 2月 28日 現在

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,408,350,833	流動負債	1,252,234,142
現金預金	675,542,860	買掛金	306,865,383
供給未収金	273,351,751	未払金	57,910,871
商品及び原材料	416,145,379	未払法人税等	856,500
前渡金	5,546	未払消費税等	10,666,600
立替金	332,490	未払費用	51,981,980
前払費用	235,560	前受金	431,286,687
未収金	44,809,647	預り金	373,873,933
貸倒引当金(短期)	△ 2,072,400	賞与引当金	10,665,551
固定資産	378,713,424	ポイント引当金	166,637
有形固定資産	215,344,790	仮受金	7,960,000
建物及び附属設備	59,221,460	固定負債	73,660,936
同減価償却累計額	△ 44,032,978	退職給付引当金	55,056,706
	15,188,482	役員退職給与引当金	18,604,230
構築物	847,381	負債合計	1,325,895,078
同減価償却累計額	△ 847,380	(純資産の部)	
	1	組合員資本	461,169,179
機械装置	222,812,436	出資金	416,373,200
同減価償却累計額	△ 162,618,176	剰余金	44,795,979
	60,194,260	法定準備金	107,480,105
器具備品	201,145,026	当期末処理損失金	62,684,126
同減価償却累計額	△ 166,474,979	(うち当期損失金)	(62,684,126)
	34,670,047		
土地	105,292,000		
無形固定資産	3,817,534		
ソフトウェア	113,334		
電話加入権	3,704,200		
その他固定資産	159,551,100		
関係団体出資金	135,501,100		
差入保証金	24,050,000		
		純資産合計	461,169,179
資産合計	1,787,064,257	負債・純資産合計	1,787,064,257

2 損益計算書

損益計算書

自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	3,578,274,744	
供給値引	38,041,271	3,540,233,473
供給原価		
期首商品棚卸高	359,218,690	
仕入高	2,845,530,143	
期末商品棚卸高	416,145,379	2,788,603,454
供給剰余金		751,630,019
その他事業収入		
共済受託手数料収入	25,499,321	
供給事業手数料収入	1,069,780	
その他手数料収入	79,878,025	106,447,126
事業総剰余金		858,077,145
事業経費		
人件費	557,238,137	
物件費	380,473,361	937,711,498
事業損失金		79,634,353
事業外収益		
受取利息	961,509	
受取配当金	46,520	
雑収入	12,001,179	
出資金整理益	18,904,000	31,913,208
事業外費用		
雑損失	776,558	776,558
経常損失金		48,497,703
特別利益		
補助金収入	3,424	3,424
特別損失		
固定資産除却損	13	
その他特別損失	13,333,334	13,333,347
税引前当期損失金		61,827,626
法人税等		856,500
当期損失金		62,684,126
当期未処理損失金		62,684,126

IV 決算関係書類の附属明細書

1 組合員資本の状況

組合員資本の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	430,690,000	55,682,000	69,998,800	416,373,200
法定準備金	114,000,000	0	6,519,895	107,480,105
任意積立金	任意積立金小計	78,000,000	0	78,000,000
	施設改修準備金	78,000,000	0	78,000,000
当期末処分剰余金	△ 84,519,895	21,835,769	0	△ 62,684,126
純資産合計	538,170,105	77,517,769	154,518,695	461,169,179

2 借入金の明細

該当する事項はありません。

3 有形固定資産及び無形固定資産の明細

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物及び 附属設備	17,297,756	0	0	2,109,274	15,188,482	44,032,978	59,221,460
	構築物	1	0	0	0	1	847,380	847,381
	機械装置	76,653,683	4,569,525	6	21,028,942	60,194,260	162,618,176	222,812,436
	器具備品	46,388,861	6,419,281	331,287	17,806,808	34,670,047	166,474,979	201,145,026
	土地	105,292,000	0	0		105,292,000		
	計	245,632,301	10,988,806	331,293	40,945,024	215,344,790	373,973,513	484,026,303
無形 固定 資産	電話加入権	3,704,200	0	0	0	3,704,200		
	ソフトウェア	181,334	0	0	68,000	113,334		
	計	3,885,534	0	0	68,000	3,817,534		

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

ダイニングフォレスト プレハブ冷凍機一式購入

彩 両面冷蔵ショーケース購入

医学部食堂 冷蔵ショーケース購入

4 関係団体出資金等の明細

(単位:円)

出資先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
生活協同組合連合会大学生協事業連合	111,770,000	0	0	111,770,000	
全国大学生生活協同組合連合会	18,864,000	0	0	18,864,000	
愛知県生活協同組合連合会	2,634,000	0	0	2,634,000	
東海労働金庫	1,133,000	0	0	1,133,000	
日本コープ共済生活協同組合連合会	100,000	0	0	100,000	
(社)学生支援の協働・夢プロジェクト	1,000,000	0	0	1,000,000	
愛知火災共済組合	100	0	0	100	
合 計	135,501,100	0	0	135,501,100	

5 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金 (短期)	2,188,400	2,072,400	2,188,400	2,072,400
ポイント引当金	227,300	166,637	227,300	166,637
賞与引当金	10,826,003	16,965,551	17,126,003	10,665,551
退職給付引当金	84,197,942	11,356,627	40,497,863	55,056,706
役員退職給与引当金	17,829,030	1,795,200	1,020,000	18,604,230
合 計	115,268,675	32,356,415	61,059,566	86,565,524

6 事業経費の明細

事業経費明細表

自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科 目	金 額
1. 人件費	
役員報酬	19,542,430
職員給与	171,789,743
定時職員給与	296,923,224
退職給付費用	6,472,556
法定福利費	44,862,464
厚生費	5,514,432
役員退職給与引当金繰入額	775,200
賞与引当金繰入額	10,665,551
派遣人件費	692,537
人件費合計	557,238,137
2. 物件費	
教育文化費	1,990,989
広報費	18,220,677
消耗品費	42,473,307
物流費	7,499,767
車両運搬費	2,573,834
貸倒引当金繰入額	△ 116,000
ポイント引当金繰入額	△ 60,663
施設維持管理費	29,425,640
減価償却費	41,013,024
賃借料	9,526,925
水道光熱費	42,615,906
保険料	2,630,150
委託料	67,323,247
研修採用費	4,080,048
調査研究費	380,885
会議費	2,261,898
諸会費	12,038,004
渉外費	171,611
租税公課	4,179,149
通信交通費	5,169,632
雑費	1,058,331
事業連合委託費	86,017,000
物件費合計	380,473,361
事業経費合計	937,711,498

7 事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細

事業は供給・利用事業のみのため事業の種類ごとの損益の明細および事業別事業経費明細は、損益計算書および事業経費明細と同じです。

8 キャッシュフロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

名古屋大学消費生活協同組合

自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日

間接法

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金 (+)	△ 61,827,626
減価償却費 (+)	41,013,024
貸倒引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 116,000
賞与引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 160,452
退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 29,141,236
役員退職給付引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	775,200
受取利息及び受取配当金 (-)	△ 1,008,029
固定資産除却損 (+)	13
供給債権の増加 (-)・減少 (+) 額	8,729,729
棚卸資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 56,926,689
前渡金の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 5,546
その他流動資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 12,041,918
仕入債務の増加 (+)・減少 (-) 額	32,413,775
未払消費税等の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 25,479,700
未払金・未払費用の増加 (+)・減少 (-) 額	58,760,452
前受金・預り金等の増加 (+)・減少 (-) 額	320,530,670
ポイント引当金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 60,663
小 計	275,455,004
利息及び配当金の受取額 (+)	1,008,029
法人税等の支払額 (-)	△ 856,500
事業活動によるキャッシュ・フロー	275,606,533
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 172
固定資産の増加 (-)・減少 (+) 額	△ 10,657,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,657,698
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資金仮受金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 40,000
組合員出資金の増加 (+)・減少 (-) 額	△ 14,316,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,356,800
IV 現金及び現金同等物の増減額	250,592,035
V 現金及び現金同等物の期首残高	394,824,688
VI 現金及び現金同等物の期末残高	645,416,723

(注) 現金及び現金同等物の範囲

項目	期首	期末
現金及び預金	424,950,653	675,542,860
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 30,125,965	△ 30,126,137
現金及び現金同等物	394,824,688	645,416,723

9 その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

(単位:円)

科目	内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
現金預金	現金	13,791,058	14,594,774	803,716
	当座預金	135,619,797	315,224,068	179,604,271
	普通預金	245,413,833	315,597,881	70,184,048
	定期預金	30,125,965	30,126,137	172
	合計	424,950,653	675,542,860	250,592,207

② 供給未収金の明細

(i) 内訳 (単位:円)

内訳	金額
大学等利用	163,407,911
一般売掛	15,495,859
クレジット等未収金	94,447,981
合計	273,351,751

(ii) 回収状況 (単位:円)

内訳	期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
大学等利用	166,753,058	1,157,678,942	1,161,024,089	163,407,911	87.7%
一般売掛	16,129,592	126,926,962	127,560,695	15,495,859	89.2%
クレジット等未収金	99,198,830	868,395,004	873,145,853	94,447,981	90.2%

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

③ 商品および貯蔵品の明細

(単位:円)

科目	内訳	金額
商品	一般商品(物販)	309,910,957
	サービス	492,336
	書籍	99,734,567
	食材	6,007,519
	合計	416,145,379

④ 立替金の明細

(単位:円)

相手先	内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
コープ共済連	共済掛金返戻金	253,380	332,490	79,110
その他		6,000	0	△ 6,000
	合計	259,380	332,490	73,110

⑤ 未収金の明細

(単位:円)

相手先	内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
大学生協事業連合	提携店手数料他	427,088	22,309,927	21,882,839
大学生協事業連合	図書券・図書カード	233,217	197,218	△ 35,999
SP.LINKS(株)	新学期関連代金等	29,143,570	21,892,140	△ 7,251,430
その他	その他	3,272,524	410,362	△ 2,862,162
	合計	33,076,399	44,809,647	11,733,248

⑥ その他の流動資産の明細

該当する事項はありません。

⑦ 電話加入権の明細

(単位：円)

設 置 場 所	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
北部購買	782-1141	30,300	30,300	0
七味亭	781-8024	10,300	10,300	0
印刷部	781-6698	10,300	10,300	0
南部購買	781-1112	10,300	10,300	0
本部	781-1111	10,300	10,300	0
南部書籍	781-5031	50,300	50,300	0
北部購買	782-1167	80,300	80,300	0
北部購買	782-1110	80,300	80,300	0
北部購買	782-1120	80,300	80,300	0
医学部購買	732-5090	80,300	80,300	0
印刷部	781-2177	80,300	80,300	0
本部	781-8322	80,300	80,300	0
南部購買	781-1118	79,800	79,800	0
医学部書籍	731-6815	69,800	69,800	0
医学部書籍	731-4410	69,800	69,800	0
大幸食堂	711-4256	72,800	72,800	0
北部購買	783-4751	72,800	72,800	0
北部購買	782-1205	72,800	72,800	0
本部	781-8914	72,800	72,800	0
北部購買	782-5369	72,800	72,800	0
北部旅行センター	782-8231	72,800	72,800	0
北部旅行センター	782-8236	72,800	72,800	0
ブックスフロンテ	781-9073	72,800	72,800	0
本部	781-7503	72,800	72,800	0
本部	782-1908	72,800	72,800	0
本部	782-1946	72,800	72,800	0
北部食堂	781-2577	72,800	72,800	0
北部購買	782-2894	72,800	72,800	0
ダイニングフォレスト	782-1832	72,800	72,800	0
南部旅行センター	781-1249	72,800	72,800	0
南部購買	782-2869	72,800	72,800	0
理系ショップ	781-1617	72,800	72,800	0
南部書籍	781-5019	72,800	72,800	0
フレンドリィ南部	782-3471	72,800	72,800	0
ラボショップ	789-0285	72,800	72,800	0
医学部購買	732-5094	72,800	72,800	0
医学部食堂	732-5030	72,800	72,800	0
大幸購買	711-4277	72,800	72,800	0
大幸購買	711-4278	72,800	72,800	0
医学部書籍	731-6826	72,800	72,800	0
南部購買	783-6755	72,800	72,800	0
本部	782-5015	72,800	72,800	0
ブックスフロンテ	781-3597	72,800	72,800	0
北部購買	781-4308	72,800	72,800	0
南部旅行センター	781-3601	72,800	72,800	0
南部旅行センター	782-9085	72,800	72,800	0
南部旅行センター	782-9167	72,800	72,800	0
本部	782-5663	72,800	72,800	0
学生委員会	781-5195	72,800	72,800	0

理系ショップ	789-1612	72,800	72,800	0
印刷部	090-3952-2792	20,200	20,200	0
ブックスフロンテ	782-6576	72,000	72,000	0
北部旅行センター	782-6588	72,000	72,000	0
印刷部	090-8133-1067	7,200	7,200	0
印刷部	090-8133-1086	7,200	7,200	0
印刷部	090-8735-4243	9,000	9,000	0
医学部書籍	732-5195	72,800	72,800	0
プランゾ	782-3055	72,800	72,800	0
合計		3,704,200	3,704,200	0

⑧ 長期前払費用の明細

該当する事項はありません。

⑨ 差入保証金の明細

(単位:円)

差入先	内訳	金額
名古屋法務局	3種旅行業営業保証金	9,000,000
名古屋法務局	宅地建物取引業営業保証供託金	10,000,000
全国大学生生活協同組合連合会	旅客取扱代理店店舗保証金	4,000,000
日本図書普及(株)	図書カード端末機	30,000
日本図書普及(株)	図書券加盟店加入金	20,000
(株)JTB	端末装置設置保証金	1,000,000
合計		24,050,000

⑩ その他固定資産の明細

(単位:円)

科目	内訳	期首残高	期末残高	当期増減額
ソフトウェア	FM-C3プログラム開発	181,334	113,334	△ 68,000

(2) 主要な負債の内容

① 買掛金の明細

(単位:円)

相手先	金額
大学生協事業連合	281,977,308
東海旅客鉄道(株)	3,922,326
(株)JTB	992,694
大日印刷(株)	952,380
(有)ナゴヤディーエムサービス	581,850
その他	18,438,825
合計	306,865,383

② 未払金の明細

(単位:円)

相手先	金額
大学生協事業連合	57,910,871
合計	57,910,871

③ 未払法人税等の明細

(単位:円)

内訳	金額
2025年法人県民税	136,500
2025年法人市民税	720,000
合計	856,500

④ 未払消費税等の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
2025年末払消費税	10,666,600
合 計	10,666,600

⑤ 未払費用の明細

(単位:円)

相手先	内 訳	金 額
職員	2026年2月給与	13,939,360
定時職員	2026年2月給与	23,521,525
社会保険料	2026年2月給与分	3,009,995
名古屋大学	2026年2月電気水道代	2,876,653
その他		8,634,447
	合 計	51,981,980

⑥ 前受金の明細

(単位:円)

相手先	内 訳	金 額
組合員	レンタル袴予約金他	61,088,022
組合員	電子マネーチャージ	69,509,410
組合員	食パス前受金	240,788,951
組合員	公務員講座前受金	4,775,504
組合員	卒業アルバム予約金	34,965,310
その他		20,159,490
	合 計	431,286,687

⑦ 預り金の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
食パス預り金	360,953,367
預り共済掛金	7,398,030
その他	5,522,536
合 計	373,873,933

⑧ 仮受金の明細

(単位:円)

内 訳	金 額
2026年度新入生出資金	7,960,000
合 計	7,960,000

(3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

別紙

比較貸借対照表

(2026年 2月 28日 現在)

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2024年度	2025年度	科目	2024年度	2025年度
(資産の部)			(負債の部)		
I. 流動資産	1,097,398,202	1,408,350,833	I. 流動負債	866,270,060	1,252,234,142
現金預金	424,950,653	675,542,860	買掛金	274,451,608	306,865,383
供給未収金	282,081,480	273,351,751	未払金	0	57,910,871
商品及び原材料	359,218,690	416,145,379	未払法人税等	856,500	856,500
前渡金	0	5,546	未払消費税等	36,146,300	10,666,600
立替金	259,380	332,490	未払費用	51,132,399	51,981,980
前払費用	0	235,560	前受金	392,410,637	431,286,687
未収金	33,076,399	44,809,647	預り金	92,219,313	373,873,933
貸倒引当金(短期)	△ 2,188,400	△ 2,072,400	賞与引当金	10,826,003	10,665,551
II. 固定資産	409,068,935	378,713,424	ポイント引当金	227,300	166,637
1. 有形固定資産	245,632,301	215,344,790	仮受金	8,000,000	7,960,000
建物及び附属設備	59,221,460	59,221,460	II. 固定負債	102,026,972	73,660,936
同減価償却累計額	△ 41,923,704	△ 44,032,978	退職給付引当金	84,197,942	55,056,706
	17,297,756	15,188,482	役員退職給与引当金	17,829,030	18,604,230
構築物	847,381	847,381	負債合計	968,297,032	1,325,895,078
同減価償却累計額	△ 847,380	△ 847,380	(純資産の部)		
	1	1	I. 組合員資本	538,170,105	461,169,179
機械装置	222,071,217	222,812,436	1. 出資金	430,690,000	416,373,200
同減価償却累計額	△ 145,417,534	△ 162,618,176	出資金	430,690,000	416,373,200
	76,653,683	60,194,260	2. 剰余金	107,480,105	44,795,979
器具備品	198,856,061	201,145,026	法定準備金	114,000,000	107,480,105
同減価償却累計額	△ 152,467,200	△ 166,474,979	任意積立金	78,000,000	0
	46,388,861	34,670,047	当期末処分剰余金	△ 84,519,895	△ 62,684,126
土地	105,292,000	105,292,000	(うち当期剰余金)	(△ 85,325,018)	(△ 62,684,126)
2. 無形固定資産	3,885,534	3,817,534	純資産合計	538,170,105	461,169,179
ソフトウェア	181,334	113,334			
電話加入権	3,704,200	3,704,200			
3. その他固定資産	159,551,100	159,551,100			
関係団体出資金	135,501,100	135,501,100			
差入保証金	24,050,000	24,050,000			
資産合計	1,506,467,137	1,787,064,257	負債・純資産合計	1,506,467,137	1,787,064,257

比較損益計算書

名古屋大学消費生活協同組合

(単位：円)

科目	2024年度実績	2025年度予算	2025年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	3,556,721,030	3,694,088,000	3,578,274,744	21,553,714	△ 115,813,256
供給値引	37,208,908	41,252,000	38,041,271	832,363	△ 3,210,729
純供給高	3,519,512,122	3,652,836,000	3,540,233,473	20,721,351	△ 112,602,527
期首商品棚卸高	362,100,113		359,218,690	△ 2,881,423	
仕入高	2,780,124,706		2,845,530,143	65,405,437	
期末商品棚卸高	359,218,690		416,145,379	56,926,689	
供給剰余金	736,505,993	784,465,000	751,630,019	15,124,026	△ 32,834,981
共済受託手数料収入	25,305,613	25,115,000	25,499,321	193,708	384,321
供給事業手数料収入	2,063,268	429,000	1,069,780	△ 993,488	640,780
その他手数料収入	75,573,434	74,316,000	79,878,025	4,304,591	5,562,025
事業総剰余金	839,448,308	884,325,000	858,077,145	18,628,837	△ 26,247,855
役員報酬	15,449,328	17,880,000	19,542,430	4,093,102	1,662,430
職員給与	172,625,868	181,915,000	171,789,743	△ 836,125	△ 10,125,257
定時職員給与	283,011,255	292,545,000	296,923,224	13,911,969	4,378,224
退職給付費用	10,786,872	9,560,000	6,472,556	△ 4,314,316	△ 3,087,444
法定福利費	42,127,062	41,033,000	44,862,464	2,735,402	3,829,464
厚生費	5,075,792	4,342,000	5,514,432	438,640	1,172,432
役員退職給与引当金繰入額	650,700	1,020,000	775,200	124,500	△ 244,800
賞与引当金繰入額	10,826,003	6,300,000	10,665,551	△ 160,452	4,365,551
派遣人件費	1,324,956	0	692,537	△ 632,419	692,537
人件費	541,877,836	554,595,000	557,238,137	15,360,301	2,643,137
教育文化費	1,291,199	1,138,000	1,990,989	699,790	852,989
広報費	18,027,295	17,155,000	18,220,677	193,382	1,065,677
消耗品費	43,538,959	36,400,000	42,473,307	△ 1,065,652	6,073,307
物流費	8,107,546	8,260,000	7,499,767	△ 607,779	△ 760,233
車両運搬費	2,751,653	2,716,000	2,573,834	△ 177,819	△ 142,166
貸倒引当金繰入額	△ 131,800	0	△ 116,000	15,800	△ 116,000
ポイント引当金繰入額	120,252	50,000	△ 60,663	△ 180,915	△ 110,663
施設維持管理費	23,679,787	22,881,000	29,425,640	5,745,853	6,544,640
減価償却費	49,539,593	42,840,000	41,013,024	△ 8,526,569	△ 1,826,976
賃借料	9,978,529	9,413,000	9,526,925	△ 451,604	113,925
水道光熱費	44,241,369	45,513,000	42,615,906	△ 1,625,463	△ 2,897,094
保険料	2,605,460	2,730,000	2,630,150	24,690	△ 99,850
委託料	65,713,070	68,549,000	67,323,247	1,610,177	△ 1,225,753
研修採用費	4,661,976	4,044,000	4,080,048	△ 581,928	36,048
調査研究費	673,863	749,000	380,885	△ 292,978	△ 368,115
会議費	1,115,129	1,146,000	2,261,898	1,146,769	1,115,898
諸会費	11,741,423	11,771,000	12,038,004	296,581	267,004
渉外費	25,256	70,000	171,611	146,355	101,611
租税公課	4,108,501	3,735,000	4,179,149	70,648	444,149
通信交通費	6,880,346	5,204,000	5,169,632	△ 1,710,714	△ 34,368
雑費	1,122,015	150,000	1,058,331	△ 63,684	908,331
事業連合委託費	83,276,000	84,850,000	86,017,000	2,741,000	1,167,000
物件費	383,067,421	369,364,000	380,473,361	△ 2,594,060	11,109,361
事業経費	924,945,257	923,959,000	937,711,498	12,766,241	13,752,498
事業剰余金	△ 85,496,949	△ 39,634,000	△ 79,634,353	5,862,596	△ 40,000,353
受取利息	223,261	0	961,509	738,248	961,509
受取配当金	46,917	0	46,520	△ 397	46,520
雑収入	18,650,502	10,510,000	12,001,179	△ 6,649,323	1,491,179
出資金整理益	4,824,000	3,000,000	18,904,000	14,080,000	15,904,000
事業外収益	23,744,680	13,510,000	31,913,208	8,168,528	18,403,208
支払利息	107,389	0	0	△ 107,389	0
雑損失	2,143,606	0	776,558	△ 1,367,048	776,558
事業外費用	2,250,995	0	776,558	△ 1,474,437	776,558
経常剰余金	△ 64,003,264	△ 26,124,000	△ 48,497,703	15,505,561	△ 22,373,703
特別利益	291,601		3,424	△ 288,177	
特別損失	20,756,855		13,333,347	△ 7,423,508	
税引前当期剰余金	△ 84,468,518	△ 39,458,000	△ 61,827,626	22,640,892	△ 22,369,626
法人税等	856,500		856,500	0	
当期剰余金	△ 85,325,018	△ 39,458,000	△ 62,684,126	22,640,892	△ 23,226,126
当期首繰越剰余金	805,123		0	△ 805,123	
当期末処分剰余金	△ 84,519,895	△ 39,458,000	△ 62,684,126	21,835,769	△ 23,226,126

損失処理案

名古屋大学消費生活協同組合

(単位:円)

項 目	金 額	
I 当期未処理損失金		62,684,126
II 損失金処理額		
1 法定準備金取崩額	<u>62,684,126</u>	<u>62,684,126</u>
III 次期繰越損失金		<u><u>0</u></u>

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

監査報告書

私たち監事は、2025年3月1日から2026年2月28日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、年4回の監事会にて他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、年8回の理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他組合の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、損失処理案）及びその附属明細書について検討いたしました。その調査として、監事は、2026年3月13日、2025年度末（2026年2月28日）時点の当組合が保有する預金について、残高証明書と補助科目内訳表との金額が一致することを確認し、また、2026年4月20日、その金額が決算関係書類の附属明細書に記されている「現金預金の明細」と一致することを確認し、各監事とその結果を共有いたしました。なお、決算関係書類及びその附属明細書の検討にあたり、公認会計士による会計指導書を参考いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 損失処理案の監査結果

損失処理案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2026年4月20日

名古屋大学消費生活協同組合

監事 伊東 章子



監事 松岡 博



監事 中野 叶都



監事 前口 直樹



第2号議案

2026 年度事業計画及び予算決定の件

本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

名古屋大学消費生活協同組合 2026 年度事業計画・予算

1. はじめに

- ・ **私たちを取り巻く社会の変化**
 - ・ 国内外で起こる様々な出来事が、私たちの普段の暮らしに大きな影響を及ぼしています。
 - ・ 2025 年は「終戦・被爆 80 年」を迎えました。現在、国際社会では安全保障をめぐる緊張が続いています。世界的な不安定さが長期化する中、平和と安定をめぐる課題は私たちの生活にも無関係ではありません。
 - ・ 国内においては、原材料高や円安、エネルギー価格や物流コストの上昇などを背景に、物価高騰が長期化しています。賃上げの動きは見られるものの、物価上昇には追いつかず、組合員の暮らしは依然として厳しい状況にあります。
 - ・ 生協の店舗運営においても、商品の仕入れコストが増加したり 納品オペレーションに制約が生じたりするなど、大きな影響を受けています。
 - ・ 加えて地球温暖化等の影響により、記録的な酷暑や豪雨などの異常気象が起これ各地に甚大な被害をもたらしています。農作物の収穫にも影響を及ぼし、食材価格の高騰にもつながる問題となっています。
 - ・ 人工知能 (AI) は昨今 急速に発展・普及しており、私たちの生活に大きな影響を与えています。様々な社会課題の解決に寄与することが期待される一方で、プライバシー保護やセキュリティリスク、誤情報・倫理的課題への対応等が求められています
- ・ **名大生協の事業活動について**
 - ・ 中期計画 2025-2028 の 2 年目となります。
 - ・ 改めて、中期計画で掲げている名大生協のミッションを大切にしながら、2026 年度事業方針の実践にあたります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 【学生の成長、魅力ある大学・社会づくり】 平和憲章のある大学として、社会構成員として、人と環境にやさしい平和な地域・社会づくりを進めます。② 【キャンパスコミュニティの充実】 組合員どうしがつながり、協力・協同で、安全で充実した大学生活づくり・キャンパスづくりを進めます。③ 【勉学・研究への支援】 学びの共生空間を広げ、魅力ある大学づくりへ貢献していきます (勇気ある知識人の育成へ協力していきます) |
|--|

2. 2026 年度 方針

(1) 組合員の生活基礎である「食」を支える事業を通じて、組合員満足の追求をすすめます。

- ・ 食パスのお申込者の増加 (2025 年度・新入生の約 72%) とともに、食堂利用者も増加しています。また 2025 年 4 月より食パスの利用可能商品の範囲を拡大 (購買のパン・米飯分類) したことにより、購買の利用も大きく増加しています。こうした変化の中、食堂別にみると利用者の増加率にはばらつきがあります。
- ・ 混雑の緩和をはじめ満足度の高い食堂となることを目指し、利用動線の改善、メニュー編成の改定や QSCA のさらなる向上を進めます。とりわけ 2026 年 4 月から予定されているメニュー編成の見直しによって、より多くのご利用につなげます。

また購買における食品のご利用についても、2025 年度の利用動向を分析し、さらなる品揃え強化を進めます。

- ・ 2025 年 7 月に開業した Common Nexus 内の売店 (ComoNe KIOSK) について、大学のご依頼を受け生協が営業を行っています。収支均衡を目指し、店舗運営の最適化を進めます。

(2) 大学生活を通じてキャリア形成のためのコンテンツ提案や名大生にふさわしい学修スタイルのサポートをすすめます。

- ・ 新入生に対し、名大生の学修スタイルを踏まえたデバイスや使い方の提案を行ってきました。2026 年度においても、こうした名大生の実態をはじめ AI 活用の広がりなどの情勢を踏まえた提案を行っていきます。
- ・ 名大生 Grow Up 講座での入学時における大学生活の目標づくりのサポートを進めます。また入学時だけでなく大学生活 4・6 年間の成長を見据えた様々な学び・成長を支援する取り組みの展開を模索します。
- ・ 留学・異文化体験・資格取得・読書・長期インターン等の提案を行ってきています。
- ・ オリジナル公務員講座では受講生どうしの励まし合いなど、人と人とのつながりを大切にしたい取り組みを進めてきています。

(3) 公費事業の拡大をすすめます。

- ・ 公費利用は (名大生協に限らず) 減少傾向にあります。積極的な研究室訪問活動をはじめ、動向・ニーズの変化を敏感にキャッチし、提案につなげていきます。
- ・ なかでも、北部厚生会館横に建設中の LYKEION 研究棟完成後の研究推進の動向を敏感にキャッチし、名古屋大学における研究活動をしっかりとサポートできるよう提案強化を進めます。
- ・ 公費システム (物品調達・会計連動システム) の採用について、大学 (および岐阜大も含めた機構) と 今後 2-3 年程度をかけた協議・検討を進めていきます。

(4) 2026 年度新学期事業活動を成功させます。

- ・ 2025 年度新学期は、商品・サービス提案によってご利用の多寡に差はありますが、総じて多くの新入生にご利用いただけた新学期でした。
- ・ 大学のご協力により新入生への情報発信の早期化が実現し、また生協主催の入学準備説明会へのご参加が増えたことにより、生協からのご案内がしっかり新入生に届けられるようになったことが成果に結びついています。
- ・ 2026 年度においても引き続き大学の方針や学生の実態を踏まえた提案を学生・職員が協力して行うことで、安心して大学生活を迎えられるようサポートしていきます。

(5) 4 本柱を軸とした共済活動を通じて健康で安全な大学生活の実現に寄与します。

- ・ 2025 年度 新入学時の生命共済加入率は、残念ながら 72.7%に留まる結果となりました。新学期に関わるメンバー内での学習を進め、名大生への給付実態や先輩の声を踏まえた提案を行っていくことで、80%の加入率を目指します。
- ・ また、学生総合共済の大きな特長のひとつである新社会人コースについても、新入生・卒業生へ

の提案を強化します。

- ・ 通常期においても共済の4本柱（加入・給付・報告・予防）を意識した活動を、学生委員会と職員が協力して進めます。

(6) 年間を通じた住まい紹介事業を強化します。

- ・ 部屋探しの早期化の動向を踏まえ、相談会の展開を早期から行い、新入生（・受験生）のニーズに応えます。
- ・ 住まい探し情報サイトの有効活用・食生活応援パックの取組み・入居者セミナーの開催、親切丁寧な対応、先輩学生のアドバイス等を通じて、大学生生活4・6年間、安心して生活できる住まい探しをサポートしていきます。
- ・ 大学生協を通じた住まい紹介のシェア 50%を目指します。

(7) 組織委員会・組合員活動の活性化を促進します

- ・ 学生委員会・留学生委員会の拡大が進んできました。またこの数年間 メンバーがおらず活動停止していた院生委員会は 2024 年度より活動を再開させ徐々に活発化が進んでいます。
- ・ 2025 年度は食堂部での「自炊教室」や書籍部における「本屋トーク」など、職員と学生・教職員の協力によって、生活や学びを豊かにする取り組みが行われてきました。2025 年度も、組合員の生活や願いを常に大切に活動に取り組んでいきます。また、総代ミーティングや教職員組合員懇談会等をはじめ、さまざまな場面で、組合員のニーズをとらえ生協の運営に参加いただく機会を設けていきます。

(8) 業務システム（NR-G）の活用をすすめます

- ・ システムの稼働から4年目となりました。2025年7月のPhase 4.0リリースをもって開発がひと段落し、日常の稼働も概ね安定してきています。
- ・ システムを活用した経営分析や作業効率化等の業務改善につなげていきます。

(9) 店舗運営の効率化・改善を進めます。

- ・ 長時間営業無人店舗の実現について、2026年度への継続課題として具体化を進めます。
- ・ 鶴舞地区・大幸地区・印刷部の運営スマート化（一体的運営）を検討します。

3. 2026 年度予算編成方針と予算案

(1) 予算編成方針

- ・ 事業剰余・経常剰余・税引前剰余
 - ・ 事業剰余の赤字幅を縮小させます(▲3,584 万円(うち北部会館減価償却 約▲1,600 万円))
 - ・ 新北部会館に関わる寄附(特別損失) ▲1,333 万円
 - ・ 出資金整理益(事業外収益)を予算化します。
- ・ 人件費・物件費
 - ・ 正規職員は新キャリアパス制度運用開始による人件費を想定します。併せて体制の見直しを検討します。
 - ・ 定時職員は、10 月以降の最賃上昇に伴う時給改定は+60 円、年間総額+5%を想定します。社保適用拡大に関して、名大生協も 2027 年 10 月から対象に入る見込みです。施行 1 年前の 2026 年 10 月契約更新までに稼働・収支の見通しを立てていきます。
 - ・ 水光熱費・施設維持管理費(備品の修繕・更新)は 2025 年度実績並みを想定します。
 - ・ 北部厚生会館の減価償却が進み費用減少することを想定します。
- ・ 供給剰余・事業総剰余
 - ・ 食堂価格改定による供給高・供給剰余高の上昇を見込みます。
 - ・ 食パスによる 08 分類の利用は、利用上限の増額も踏まえ、2025 年度実績+5%以上の増加を目指します。
 - ・ 新入生の共済加入率 80%を目指します。
 - ・ 卒業生の新社会人コース申込を推進します。
 - ・ 新入生の住まい紹介シェア 50%を目指します。
- ・ 供給高
 - ・ 供給高 37.8 億円を目指します。
 - ・ 食パスの利用最大化を含めた「食」の利用増。とりわけイトインの利用拡大模索。
 - ・ 2026 新学期のご利用増を進めます。
 - ・ 公費利用の獲得拡大を進めます。

(2) 2026 年度予算案

単位:千円	2025実績	2026予算	2026-2025	2026/2025	補足説明
供給高	3,578,275	3,779,644	201,369	105.6%	売上
供給値引	38,041	39,547	1,506	104.0%	
供給剰余金	751,630	797,048	45,418	106.0%	粗利益
共済受託手数料収入	25,499	25,470	-29	99.9%	
供給事業手数料収入	1,070	0	-1,070	0.0%	
その他手数料収入	79,878	82,785	2,907	103.6%	
その他事業収入計	106,447	108,255	1,808	101.7%	共済・斡旋の取り扱いによる手数料収入
事業総剰余金	858,077	905,303	47,226	105.5%	事業活動による総収入額
役員報酬	19,542	18,446	-1,096	94.4%	理事・監事への報酬
職員給与	171,790	172,868	1,078	100.6%	正規職員の給与・賞与・通勤交通費
定時職員給与	296,923	315,416	18,493	106.2%	パート・アルバイトの給与・通勤交通費
退職給付費用	6,473	8,040	1,567	124.2%	職員の退職金の引当額
法定福利費	44,862	46,291	1,429	103.2%	社会保険・雇用保険等の保険料
厚生費	5,514	4,683	-831	84.9%	健康診断・制服代等
役員退職給与引当金繰入	775	1,635	860	211.0%	役員退職金の引当額
賞与引当金繰入	10,666	6,300	-4,366	59.1%	賞与の支払いに備えるための引当額
派遣人件費	693	0	-693	0.0%	派遣社員の人件費
人件費合計	557,238	573,679	16,441	103.0%	人件費の総合計額
教育文化費	1,991	1,430	-561	71.8%	組合員活動・組織委員会活動の費用
広報費	18,221	17,999	-222	98.8%	広報宣伝費用・ポイント還元費用等
消耗品費	42,473	38,934	-3,539	91.7%	少額の備品・事務用品等の費用
物流費	7,500	9,289	1,789	123.9%	
車両運搬費	2,574	2,631	57	102.2%	ガソリン代・商品の配送に関する費用
賞倒引当金繰入	-116	0	116		回収不能が見込まれる供給未収金額
ポイント引当金繰入	-61	50	111	-82.4%	将来還元が見込まれるポイント額
施設維持管理費	29,426	22,418	-7,008	76.2%	施設や器具備品の修繕・清掃費用等
減価償却費	41,013	32,604	-8,409	79.5%	資産の償却費用
賃借料	9,527	8,604	-923	90.3%	POSレジのレンタル費用等
水道光熱費	42,616	44,672	2,056	104.8%	電気・ガス・水道代
保険料	2,630	2,780	150	105.7%	生協で加入している保険の支払額
委託料	67,323	69,717	2,394	103.6%	業務・会計システム使用料・保守費用
研修採用費	4,080	3,706	-374	90.8%	役職員教育及び採用に関する費用
調査研究費	381	449	68	117.9%	調査活動に必要な書籍代・出張旅費等
会議費	2,262	2,349	87	103.9%	基幹会議運営・連帯活動に関わる会議費用
諸会費	12,038	11,822	-216	98.2%	連合会・愛知県生協連等の年会費
渉外費	172	146	-26	85.1%	渉外活動に関する費用
租税公課	4,179	4,103	-76	98.2%	税金や公共団体へ納める会費
通信交通費	5,170	5,769	599	111.6%	電話代・通信代・市内交通費等
雑費	1,058	350	-708	33.1%	上記の勘定科目に当てはまらない費用
事業連合委託費	86,017	87,641	1,624	101.9%	事業連合の共同運営費
物件費合計	380,473	367,463	-13,010	96.6%	販売費・一般管理費の合計
事業経費合計	937,711	941,142	3,431	100.4%	人件費＋物件費
事業剰余金	-79,634	-35,839	43,795	45.0%	事業総剰余-事業経費 営業利益
受取利息	962	0	-962	0.0%	
受取配当金	47	0	-47	0.0%	
雑収入	12,001	14,124	2,123	117.7%	
出資金整理益	18,904	10,000	-8,904		
事業外収益	31,913	24,124	-7,789	75.6%	
支払利息	0	0	0		
雑損失	777	240	-537	30.9%	
事業外費用	777	240	-537	30.9%	
経常剰余金	-48,498	-11,955	36,543	24.7%	事業剰余＋事業外収支 経常利益
特別利益	3	0	-3	0.0%	
特別損失	13,333	13,334	1	100.0%	大学への寄附金など
税引前当期剰余金	-61,828	-25,289	36,539	40.9%	

第3号議案

役員報酬決定の件

役員の間年報酬(2026年6月～2027年5月)について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則に基づいて支給すること、および各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事会の協議に委ねることを決定いたします。なお、監事は無報酬といたします。

役員報酬総額

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 理事(26名)の報酬総額 | 2,400万円 |
| 2. 監事(4名)の報酬総額 | 0円 |

この金額は、前年度の総代会で議決した金額と同じです。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

役員選挙の件

生協の役員(理事、監事)の任期は1年ですので、今総代会において選挙を行います。

2025年度組合員活動報告

名古屋大学生協の活動は、店舗・食堂等の福利厚生施設の運営ではありません。総代・学生委員会・留学生委員会・教職員委員会による組合員活動を通じ、生協の運営と活動への参加を広げ、学びと交流あふれる名古屋大学づくりに貢献しています。

こちらでは、2025年度（25年3月～26年3月）の活動の報告と2026年度新学期の活動の紹介を行います。

1. 総代活動

(1) 学生総代・副総代の活動

- ① 学生総代・副総代は、2025年度は4月でのクラス結成会の際に、1年生全クラスから選出することができました。
- ② 総代 meeting
 - ・ 総代・副総代が集まる会議です。SS・生活班の活動報告や、生協からのお知らせを中心として毎回様々な取り組みを行っています。
 - ・ 2025年度の各回の交流テーマは以下の通りです。

#1	4月21・22日	SS・生活班班分け 名大生協 Q&A
#2	5月13・14日	総代会議案説明 深堀会議
#3	6月30日	総代会振り返り
#4	10月22日	おにぎりアクションについて
#5	1月21日	1年間の総代活動の振り返り

③ SS (Shop Supporters) ・生活班活動

- ・ 購買 SS：学生が目線から購買をよりよく活発なものにすることを目的に活動しています。
 - 七夕企画：購買に販売してほしい商品を短冊に書いてもらい、可能なものは実現することができました。
 - ポッキーの日企画：多くの人に来てもらえるように購買の装飾やポッキー型のくじを作成しました。
 - DARS の日企画：多くの人に来てもらえるようにゲームの内容を考えました。ゲームに成功したら DARS の割引券をプレゼントしています。
- ・ 書籍 SS：書籍を拠点に様々な活動を行っています。
 - Peace Bookmark Meidai：オキナワの旅の報告とあわせて、しおりや平和について



考える書籍の紹介をブックスロンテ・南部プラザで行いました。

- ・ 食堂 SS：「食」をテーマにした活動を行っています。
 - 自炊教室を行いました。少人数のグループで料理をつくってみんなで食べる企画です。枡塚味噌を使った味噌汁とおにぎりを作りました。
 - 食堂に来店される方に季節感を感じてもらえるように、北部食堂の飾りつけも行いました。
- ・ 社会問題班：社会問題に気付くことを目的に活動しています。
 - おにぎりアクション：おにぎりの写真を SNS に投稿すると給食費 100 円がアジア・アフリカの子どもたちに寄付される取り組みに参加しました。
 - 社会を覗く：社会の事象の背景や現状を知り話し合うことを通じて自分の考えを深める活動です。SDGs や熊の駆除問題について考えました。



(2) 教職員総代の活動

① 総代会議案書説明会

- ・ 教職員総代・組合員の方に総代会の議案書についての説明と意見交換を行いました。
- ・ 開催場所は以下の通りです。のべ 17 名にご参加いただきました。

5 月 19 日 理系地区

5 月 20 日 大幸キャンパス

5 月 21 日 IB 館

② 秋の建物別組合員懇談会

- ・ 2025 年度の状況報告を行い、生協に対する意見いただき意見交換を行いました。これまでは教職員のみでしたが、大学院生・学部生も参加しています。
- ・ 特に食の定期券システム「食パス」について教職員の方にも興味を持っていただきました。それを受けて 2026 年度より教職員の方にもご案内を開始しました。
- ・ 開催場所は以下の通りです。のべ 29 名にご参加いただきました。

11 月 21 日 理系地区

12 月 2 日 工学部 2 号館

12 月 3 日 IB 館

12 月 17 日 文系地区

2. 機関誌の発行

(1) 教職員委員会発行「かけはし」

- ・ 2025 年度は 3 月、5 月、7 月、9 月、1 月の年 5 回発行しました。
- ・ バックナンバーも含め、生協ホームページでご覧いただくことができます。

https://www.nucoop.jp/coop/coop_399.html

(2) 学生委員会発行「Me~dia」

- ・ 2025 年度は 4 月、6 月、7 月、10 月、12 月、1 月の年 6 回発行し



ました

- ・ バックナンバーも含め、生協ホームページでご覧いただくことができます。
https://www.nucoop.jp/coop/coop_768.html

3. 新入生を温かく迎える活動、新生活準備をサポートする活動を行いました

(1) オープンキャンパスのとりくみ (2025 年 8 月 7~8 日)

① 対談企画

- ・ オープンキャンパス参加者が直接名大生の先輩と対談できる企画を実施しました。220名の参加がありました。
- ・ 参加者の不安を解消したり、大学生活や一人暮らし、学部
の専門授業などについて話したりしました。



② キャンパスツアー

- ・ 名大生の先輩が引率者となって、文系・理系ルート
の2つのルートでキャンパスツアーを実施しました。312名の参加がありました。
- ・ 図書館や食堂など名大生がよく使う施設から、地震火山センターや法廷教室など普段はあまり入れない施設まで幅広く回りました。



③ クイズラリー

- ・ 名大に関するクイズを解きながらキャンパスを巡る企画です。チェックポイントにあるクイズを解いてスタンプを集めた方に、COOP 菓子などの景品をプレゼントしました。82名が参加しました。
- ・ チェックポイントでは、道案内だけでなく大学での話をするなどもしています。

④ 名大生手記

- ・ 名大生の1日や授業、受験の体験談やアドバイスなど受験生が役に立つ情報をまとめました。
- ・ 3,500部弱配布することができました。

⑤ 学生講演

- ・ 名古屋大学の魅力、名大の1年間、受験、1日のスケジュール等について、現役の名大生の目線で紹介しました。



(2) 学部生新入生歓迎企画 (2026 年入学者向け)

① リーフレット「名大ことはじめ 2026」

- ・ 新入生へお役立ち情報、大学生活のスタートダッシュに必要な情報を掲載したリーフレットを発行しました。
- ・ 合格者に発送する「入学準備袋」に封入し、合格者全員にお届けしました。

② しんかん冊子「はじめての名大」

- ・ 昨年までは入学準備説明会での配布でしたが、今年度はこちらも「入学準備袋」に封入

し全合格者へお届けすることができました。

- ・ 掲載内容は生協の説明、スーツの着こなし方、英語学習、自動車学校についてなど。表紙には理事長の原田先生から頂いたコメントを掲載しました。

③ 名大一受けた第二外国語の授業（Web 企画）

- ・ 語学担当の先生にご協力いただき、それぞれの第二外国語の魅力を先生に語っていただく企画です。
- ・ 先生へのインタビューや学生の声、アンケートの結果、実際の発音などを掲載しました。

④ 対面交流企画「Connect & Info」

- ・ 大学という新しい環境に対しての不安を少しでも解消する企画として開催しました。
- ・ フリートークで新たな仲間と出会い、キャンパスツアーで名古屋大学について知ってもらう企画としました。
- ・ 一部日程においては、生協食堂体験も企画しました。
- ・ 3月4日（推薦入学者向け）、17日、18日、19日、23日、26日、27日の7日間開催し、合計528名の新入生が参加しました。



⑤ 教科書販売等ガイダンス（4月1日）

- ・ 教科書購入方法や、生協の使い方を伝えるガイダンス企画運営を行いました。学生の視点による店舗紹介も行いました。98.2%の新入生に参加いただき、資料配付・ガイダンスをスムーズに行うことができました。
- ・ 新入生交流企画等で「新入生スタッフ」の参加を呼び掛けたところ、35名の1年生に当日スタッフとして参加してもらいました。
- ・ 一緒に活動するだけでなく、その機会を活かして友達を作ってもらえるように、謎解き等やミッションなどのレクリエーション要素を取り入れました。新入生同士仲良くなっている様子が見られ、また先輩ともたくさん交流している様子が見られました。



⑥ 履修登録企画「おいでよ！履修登録の会」

- ・ 一人で履修登録できるのかな？慣れないパソコンを使えるのかな？そんなふう不安を持つ新入生に対して、学生委員と一緒に履修登録を行う企画を行いました。
- ・ 4月2日・3日の2日間で234名の新入生が参加しました。満足度も5点満点で平均4.78と目標の4.8にはわずかに届きませんでしたが高評な結果となりました。



4. 「学生総合共済」を軸にした「たすけあい」の輪を広げるとりくみ

(1) 大学への報告

- ・ 年2回開催している「大学・生協懇談会」にて、佐久間副総長（学生支援担当）及び学生支援

課のみなさまに対して、共済の給付状況の報告を行っています。

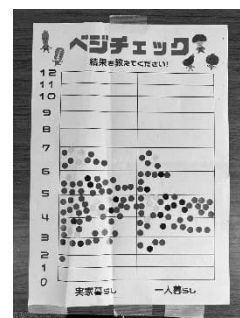
- ・ 共済だけでなく大学生協が行っている「たすけあい奨学制度」の紹介と給付状況の報告も行いました。

(2) 学生委員会・Me~dia での連載

- ・ 学生委員会発行の機関紙「Me~dia」にて、毎回「た組通信」という記事を掲載しています。
- ・ 共済の給付事例や、その時期での健康に関するトピックスを紹介しています。

(3) 共済チェック

- ・ 開催日：10月6日(月)、10月7日(火)、10月10日(金)
- ・ 場所：南部購買、北部購買
- ・ 自分の野菜摂取量が分かるベジチェックや共済マイページ登録などを行い、三日間で約170名に参加していただきました。



(4) 自転車無料点検会

- ・ 開催日：12月16日・19日
- ・ 場所：第3グリーンベルト
- ・ 参加者：100名
- ・ 自転車点検（点検はJBR様が実施）とあわせて、点検参加者に名大近辺で危険な場所にシールを貼ってもらい可視化するハザードマップの実施、自転車点検セルフチェック表・共済マイページ登録ちらしの配布も行いました。



5. 院生委員会の活動

(1) 七夕交流企画

- ・ 企画概要

日時：7月2日 17:00~19:00

場所：ラーニングフォレスト（ブックスフロント2階）




- ・ 2024年11月に行ったハロウィン企画は40名ほどの参加に対して、今回は4名のみの参加にとどまりました。
- ・ 人数は少なかったものの、生協に対する意見を多くいただくこともできました。

(2) ラボショップアンケート企画（2月5日実施）

- ・ 2026年1月より、創薬科学研究科等の生協店舗ラボショップで無人営業を開始したことに伴い、利用者の方などにアンケートを実施しました。
- ・ ボードアンケートには49名の方にお答えいただき、ほぼ半数の方が何回か無人時間に利用したことがあることがわかりました。
- ・ 品揃えや決済方法などについてのご意見もいただき、利用しない人が何が理由でりようしないのかも見えてきました。今後の営業に活かしていきたいと思えます。

6. 留学生委員会の活動

(1) 交流イベント

日程	イベント名	概要
5月23日	ゲームトーナメント 	参加 18 名 フレンドリーな競争が繰り広げられ、プレイヤーも観客も盛り上がり新しい友達も作る事ができました。
6月8日	名大祭：スナック・ビヨンド・ボーダーズ 	名大祭で国際的な知識に関するゲームを楽しみながら様々な国のお菓子を試食することができる企画です。多くの日本の子供たちが参加し楽しむことができました。
10月30日	ハロウィンイベント 	27名の参加 ハロウィンテーマに沿って、ミステリーを解決する企画です。秋学期新生にキャンパスに慣れてもらうためにキャンパス内の5つのブースを回ってヒントを集めてもらいました。
11月28日 12月2日	ゲームナイト（募金イベント） 	1回目は25名、2回目は20名が参加しました。 様々なカードゲームやボードゲームを用意し、学生たちが対戦を楽しみながら、他の学生と交流するイベントです。
12月18日	国際料理会（募金イベント）	25名が参加しました。 ComoNeで開催しました。食材の調達とメニューの作成をし、料理レッスンを行いました。参加者は新しいレシピを学び、料理を味わうことができ、他の学生との交流も楽しんでいただきました。

		
<p>12月20日</p>	<p>Charity Event (募金イベント)</p> 	<p>20名が参加しました。</p> <p>2か月間にわたる募金活動の締めくくりとして、寄付者の皆さま向けのイベントを開催しました。ゲーム、ぬいぐるみ保護ブース、ビーズブレスレット作りスタンドなど、子供時代を思い出させるような企画を通して、あしなが育英会および UNICEF への最終チャリティイベントを実施しました。募金額はすでに各団体へ送金済みです。</p> <p>最終額： 182,560 円</p>

(2) SNS

① YouTube

- ・ 留学生の生活に役立つ動画を配信しています。

② Instagram

- ・ 名古屋で大学生として生活していくうえで必要な情報（勉強スポット）や休みの過ごし方などの提案（観光スポット等）も行っています。

決算関係説明書類

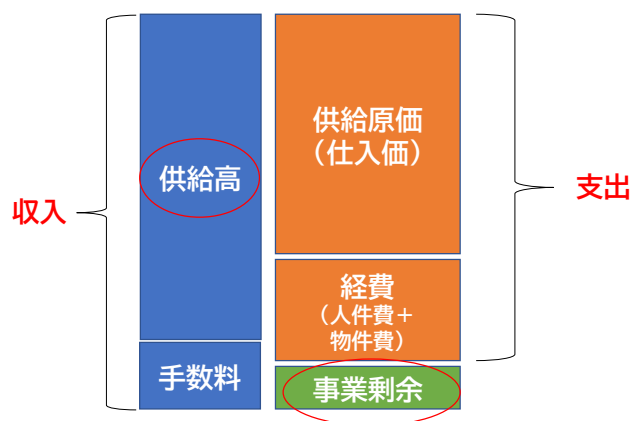
第98回通常総代会

損益計算書(P/L:Profit and Loss Statement)

- 生協の事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日)の間の収入と費用の状態を表しています

- 損益計算書の仕組み
 - 収入－支出＝剰余(or損失)
 - 支出よりも収入が多ければ「黒字」
 - 収入よりも支出が多ければ「赤字」

- 利用金額＝「供給高」
- 事業を通じて残した利益＝「事業剰余」

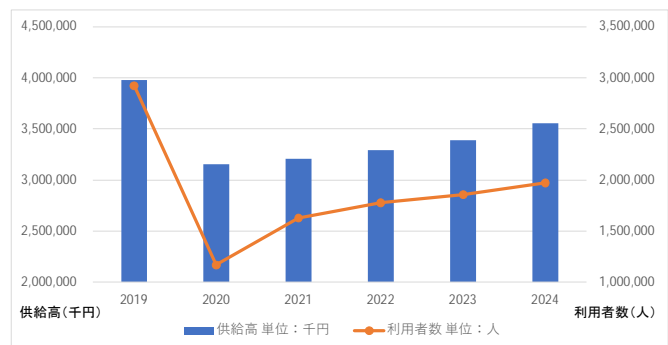
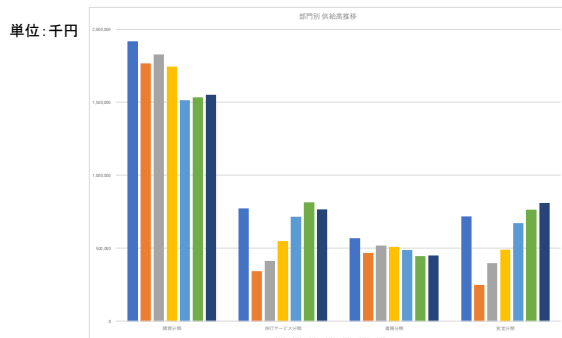


損益計算書(P/L:Profit and Loss Statement)

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2025/2019
供給高	単位：千円	3,977,108	3,156,314	3,208,663	3,294,581	3,390,736	3,556,721	3,578,275	90.0%
利用者数	単位：人	2,923,000	1,169,806	1,628,201	1,778,561	1,858,565	1,972,516	2,049,118	70.1%
供給剰余	単位：千円	849,342	505,348	629,500	648,475	704,950	736,506	751,630	88.5%
事業総剰余		925,917	591,692	709,759	741,881	815,582	839,448	858,077	92.7%
人件費		589,183	473,907	464,203	475,267	501,256	541,878	557,238	94.6%
物件費		358,032	285,649	278,396	320,767	411,129	383,067	380,473	106.3%
事業剰余		-21,299	-167,865	-32,840	-54,152	-96,803	-85,497	-79,634	373.9%
経常剰余		30	-142,471	-18,562	-38,890	-88,339	-64,003	-48,498	-161660%
当期剰余		6,374	-45,910	-18,353	114,477	-34,915	-85,325	-62,684	-983.4%

供給高

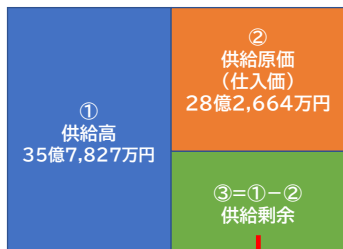
- 供給高とは1年間ご利用いただいた金額の合計です
 - 2025年度は35億7,827万円でした
 - 前年を2,155万円上回りました
 - 年間の利用者数は約204.9万人でした
 - 前年を約7.8万人上回りました



剰余(事業を通じて残った利益)

(1) 供給剰余

・売上から仕入価を除いた粗利益にあたります



2025年度は7億5,163万円で
昨年より1,512万円増加しました

(2) 事業総剰余

・供給剰余に手数料(共済収入・斡旋手数料等)を加えたものです

共済受託手数料 = 2,549万円
その他手数料 = 7,987万円

・組合員のみなさんの利用によって生み出された剰余(利益)です



2025年度は8億5,807万円で
昨年より1,862万円増加しました

(3) 事業剰余

・利用によって生み出された剰余から事業経費を差し引いた剰余です

人件費 = 5億5,723万円
物件費 = 3億8,047万円

・事業活動で得た剰余となりますが、2025年度は事業経費の方が多いため損失(赤字)となりました



2025年度は▲7,963万円で
昨年より586万円増加(改善)しました

剰余(事業を通じて残った利益)

(4) 経常剰余

・事業活動で得た剰余に事業外の収益と費用を加えた剰余です

・いわゆる経常利益です

・事業外収益は預金利息・土地や建物の賃料収入などです

・事業外費用は商品廃棄ロス・レジ入金誤差などです



2025年度は▲4,849万円で昨年より1,550万円
増加(改善)しました

(5) 当期剰余

・経常利益に特別利益を加え、特別損失・法人税等を減じた剰余です



2025年度は▲6,268万円で昨年より2,264万円
悪化しました

貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

- 生協の年度末(2026年2月28日)時点資産、負債、資本の状態を表しています
- 資金調達先(負債及び資本)と、その資金をどのような状態持っているのか(資産)の2つの部で構成されています

	【資産】	【負債及び資本】	
資産 = 生協の財産をどのように持っているか	流動資産	流動負債 買掛金(仕入未払金)や短期借入金などがあります →1年以内に返済しないといけない債務です	負債 = 借金 資金調達先
		固定負債 長期借入金(ローン)や退職給与引当金などがあります →1年以上後に支払われる債務です	
	固定資産	出資金 組合員のみなさんからお預かりしている出資金です	資本 = 自前
		剰余金	

貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

	【資産】	【負債及び資本】	
資産 = 生協の財産	流動資産 14億835万円	流動負債 12億5,223万円	負債 = 借金 資金調達先
		固定負債 7,366万円	
	固定資産 3億7,871万円	出資金 4億1,637万円	資本 = 自前
		剰余金 4,479万円	

- 流動負債の大半は
「買掛金」：仕入れ先に支払うもの
→販売されれば現金化
「前受金」：組合員からの商品購入予約金
→生協電子マネーチャージ、食堂パスなど
- 出資金は学生数・組合員加入率に大きな変動がないため高いレベルで安定
- 剰余金がプラス
→創業から積み重ねてきた剰余が黒字

- 多くの生協は土地建物を自前で持っていませんが、名大生協は持っている所以他生協と比較して固定資産は多い

貸借対照表(B/S:Balance Sheet)

- **自己資本比率 25.8%** $\text{= 自己資本} \div \text{総資本} \times 100\%$
 - 総資本(総資産)のどの程度自己資本で賄われているかを示す指標。自己資本比率が高いほど経営が安定していると判断される。
- **流動比率 112.5%** $\text{= 流動資産} \div \text{流動負債} \times 100\%$
 - 流動資産とは1年以内に現金化できる資産で、流動負債とは1年以内に返済すべき負債。これらを比較することで短期的な支払能力を簡易的に判断する指標として使われる。理想値は200%以上、平均120~150%。100%以下であると支払い能力に問題があると判断される可能性がある。
- **長期固定適合率 70.8%** $\text{= 固定資産} \div (\text{自己資本} + \text{固定負債}) \times 100\%$
 - 固定資産への投資が、自己資本の枠内とまでいかなくとも、せめて長期的な資本(自己資本と固定負債)の枠内で賄われているかどうかを示す指標。低いほど経営の安全性があるとされる。100%以上であると、固定資産の調達に返済期限が1年以内の流動負債を使用していることになり、資金繰りが厳しいと判断される。

名古屋大学消費生活協同組合定款

目次

第1章 総則(第1条～第5条)
第2章 組合員及び出資金(第6条～第17条)
第3章 役職員(第18条～第43条)
第4章 総代会及び総会(第44条～第67条)
第5章 事業の執行(第68条～第69条)
第6章 会計(第70条～第82条)
第7章 解散(第83条～第84条)
第8章 雑則(第85条～第87条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。))は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、名古屋大学消費生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、名古屋大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を愛知県名古屋市千種区に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを
適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受け
ようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があつたものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定により脱退の予告があつたものとみなそうとするときは、この組合は事前に組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
 - (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、400円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条

組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上、30人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) この組合の理事又は使用人
- (2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による理事の責任の免除に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取り扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記載すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会に付議し、かつ総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事及び副理事長、常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人を理事会において互選する。また、副理事長若干名、常務理事若干名を理事会において互選することができる。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、この組合の業務執行を決議し、理事の

職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項

を定める規則の設定、変更及び廃止

- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下、「決算関係書類」という。)及び

事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。))に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴

訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(組織委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。

3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、150名以上300名以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む)を提供しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第54条各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資一口の金額の減少

(6) 事業報告書及び決算関係書類

(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第54条第4項の規定によ

り、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をしたことが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合。
(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第61条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第62条 次の事項は、総代の3分の2以上の多数で決しなければならない。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 組合員の除名
(4) 事業の全部の譲渡
(5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。
2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第67条および第19条第1項の規定による規約の定めると

ころにより、この組合に提出しなければならない。
4 代理人は、3人以上の総代を代理することができる。
5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。
2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。
3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、文書・切手類、酒、プレイガイド斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。
2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類のは、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。
3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。
(1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金でん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。
2 前項の規定による法定準備金は、欠損金でん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。
2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。))は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。))を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。
2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。
4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。
8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事

業年度

の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならぬ。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余金があるときは、その剰余金を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2号の規定による組合員及び第6条第1項による通学する者を除く。)が20人未満になったときは、解散する。
- 3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、第1項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受けける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日から施行する。

- 昭和41年5月21日 一部改定
昭和43年4月26日 一部改定
昭和51年5月22日 一部改定
昭和55年11月22日 一部改定

- 昭和56年5月23日 一部改定
昭和57年5月29日 一部改定
昭和58年5月21日 一部改定
昭和59年5月26日 一部改定
昭和60年5月25日 一部改定
昭和63年6月4日 一部改定
2001年5月25日 一部改定
2008年5月30日 一部改定
2011年5月27日 一部改定
2019年5月24日 一部改定
2020年5月28日 一部改定
2021年5月27日 一部改定
2022年6月6日 一部改正(実施規則)

(実施規則)

- 2 この定款変更は、2008年4月1日施行の改正消費生活協同組合法附則の定めのある場合を除き、定款改定の認可日より実施する。
- 3 第18条 役員の定数は、定款認可後に行われる次期役員選挙から適用する。
- 4 この定款は、愛知県知事の認可を受けた日(2022年6月6日)から施行し、2022年10月1日から適用する

(付帯事項)

(昭和60年5月総代会決定)

1. 事業規模の拡大に伴って必要となる自己資金を強化するため今後、10口4,000円を新1口とし、
2. 加入に際しての基準額を新4口16,000円とする。また、基準額に満たない組合員にも増資を呼びかけ、計画的な基準達成をめざす。(2000年5月総代会決定)
1. 加入に際しての基準額を新 5 口 20,000 円とする。

附則

1. この定款の一部改正(2024年5月23日総代会で議決)は、愛知県知事の認可の日から施行する。(2024年5月29日認可)

総会及び総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第67条に基づき、名古屋大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。
2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。
2 定款第63条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第63条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。
(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）
(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの
2 第10条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(傍聴)

第4条 組合員は、組合が定めるところにより、傍聴者証の交付を受けて総代会を傍聴することができる。

(資格審査委員会)

第5条 理事長は前三条に関する確認を円滑に行うため、役職員若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

第6条 出席者が定款第58条に定める成立要件に達したとき、理事長はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長)

第7条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。
2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。
3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第8条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第9条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

第10条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。
2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。
3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

第11条 議長は、発言方法及び発言時間を総代会にはかつて定める。
2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。
3 傍聴する組合員は、議長の許可を得て発言できない。

4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。
2 総代の質問に対する説明は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。
(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合
(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合
(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合
(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
(6) その他正当な理由がある場合
3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。

(議事進行に関する動議)

第13条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。
2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でない認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。
3 第1項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書で理事長に届け出るものとする。
2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。
3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。
4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほか10人以上の総代が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。
5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。
6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。
7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。
8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第57条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。
2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。

3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。
4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第6条に定める成立要件を満たさないうときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

(一事不再議)

第16条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第17条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。
2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。
3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。
4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

(総代会の打ち切り、延期及び続行)

第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(討論の終結)

第19条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

(表決の方法)

第20条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。
2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。
4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

(表決結果の宣言)

第21条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。
2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。
2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第23条 この規約は、総会の運営について準用する。この場合において、第2条中「総代2人まで」とあるのは「組合員9人まで」と、第13条及び第14条中「総代10人以上」とあるのは「組合員30人以上」と読み替えるものとする。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。
1 2009年5月29日一部改正・施行する。
1 2012年5月25日一部改正・施行する。
1 2024年5月23日一部改正・施行する。

役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、名古屋大学消費生活協同組合（以下、「組合」という。）の役員選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していないものは役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、役員選挙管理委員を任命する。
2 役員選挙管理委員は、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内をもって構成する。
3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
4 役員選挙管理委員は、役員選挙管理委員会を構成すし、役員選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。
5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。
6 役員選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員選挙の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。
2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認する。
2 前項及び次条の具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。
(1) 理事及び監事ごとの選挙区と定数
(2) 候補者の受付期間と手続き方法
(3) その他必要な事項
2 前項第2号の受付期間の終了日は、前項の公告の日から5日（ただし、土・日・祝日は含まない。）以上経過した日であることを要する。

(立候補の届出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員長の定めた用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要な事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者の中から、理事及び監事の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。
3 前2項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。
4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要な事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。
2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。
2 総代会に出席した総代（第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。）は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。
3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。
4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。
2 前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第63条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員長が作成した用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。
2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。
(1) 所定の用紙を用いないもの
(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消すことができる。
2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、総代会において役員選挙結果が報告されてからその総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。
2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人へ通知する。
3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
4 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員長の提案に基づき総代会で定めるところによる。

(補充選挙等)

第22条 総代会の選挙の結果、当選する理事又は監事の人数が、定款に定める各役員の人数の下限に満たないときは、理事長はその総代会又は臨時総代会において、補充選挙を行わなければならない。
2 前項の場合でその補充が臨時総代会で行われるときは、任期の満了によって退任した理事の全員又は監事全員は、臨時総代会で後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。
3 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限から、その下限の人数の5分の1を超えて欠くに至ったときは、次の通常総代会の日までに3ヶ月以上の期間があるときは、理事長は臨時総代会を招集し、その状態になったときから3ヶ月以内に補充しなければならない。
4 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数が、定款に定める定数の下限を欠くに至ったときは、その退任した理事又は監事は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。
5 第1項及び第3項の定めにかかわらず、理事会が必要であると議決したときは、理事長は臨時総代会を招集し、役員を補充することができる。

(補充選挙の方法)

第23条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第24条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱い、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第25条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する
1 2009年5月29日一部改正・施行する。
1 2012年5月25日一部改正・施行する。
1 2020年5月27日一部改正・施行する。

